京城新報

●新聞料 ▲一部二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ●三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵税一ヶ月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢 ▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 二月六日
發行編輯兼印刷人 山下英爾
發行所 京城西署西小門通 京城新報社 電話六六三番

韓國刑法の一大欠點（毆打致死罪に就て）

在京城日本法律學士 岩本英夫

余は韓國に於て辨護事務に從事する茲に四年頃日余が扱ひし事件に付母國の刑法と趣を異にする點あるを以て茲に法曹諸君に報告し以て一粲に供せんとす

韓國刑法に於ても日本刑法に於ける如く犯罪事實明瞭なる毆打致死の場合は起訴の原因及ひ刑の適用に於て法理殆んど同一にして蠻法なる韓國の法理と泰西の法理とを淩駕する吾が國法と格別の徑庭なきも犯罪事實の認識稍々不明瞭なる毆打致死に至りては犯罪事實の認定充分ならず爲めに其罪を免除し或は不起訴の所分をなさざる可からざるに至る斯く言はば吾國の法律家は抱腹絶倒殆んど滑稽極まる理議なりと評せんも事實は如斯なるを以て余は今韓國に於ける法曹子として先輩の母國法律家に紹介して一笑に供せんとす毆打致死に於ける犯罪の事實明瞭なる場合は人を毆打創傷し其創傷は過度にして其加害の事實明瞭即ち外見より其毆打創傷が死に致したる事實を容易に認識し得る場合假令は身体の樞要部たる腦蓋骨を粉碎し又は大動脈を切斷せし結果死に至るが如きは法の適用上奇異の感を起し又滑稽なりとの問題を生ずる必要なきも余が茲に奇異なり滑稽なりと斷定を下すは毆打致死に於て犯罪の事實不明瞭即ち外見より毆打致死が專門家の『テクニック』に依らざれば容易に發見し能はざる場合假令は電氣術及び藥品を投入し又は身体の重要部を毆打して外見上韓國人をして毆打致死に至らしむるとも毆打致死の原因を認識する事能はざる場合は韓國の刑法上韓人に對しては毆打致死なるもの丶刑の適用を受くる事なしと云はざる可からず又母國人が韓國人をして毆打致死に至らしめたるときと雖も外見上毆打致死の原因を發見せざるときは母國刑法の適用も受くる事能はざるなり何んとなれば韓國の法律にては毆打致死の原因不明瞭なるときは其原因を探究する施術を許さず即ち醫師の解剖を許さゞるなり頃日日本人某なるもの自己の下僕と共に韓人を毆打し其結果被害韓人は現場に於て即死す其筋にては早速該日本人を拘引し犯罪事實を搜査せしに毆打したることは明瞭なるも致死の原因は不明瞭にして專門家の智識を藉らざれば發見する事能はず余は被害者

事實の明瞭なる事を確めざれば私訴の請求も其功を奏せざるを以て死体の解剖を韓國裁判所に向て請求せしに判官泰然として對へて曰く韓國にては外見上毆打致死なると推定を下すに足ると雖も死体の解剖を許さゞるなり故に死体の解剖を爲すは祖先に對する公德に戻り子孫を辱しむる道理にて若し死体を解剖するものは其罪人を毆打し死に致さしめたるものより重しと余は判官の答に對し呆然たりしが然らば電氣藥品又は身体の急所を毆打し外見上認識し得ざる如く死に致さしめたるときは人を死に致さしむるとも罪なきやと問ひしに然り致死の原因を探究する解剖を許さゞるは韓國の國法なれば是非なしとの事なりし余は通譯を以て口角泡を飛ばし熱心に『リスト』の刑法論岡田、勝本兩先生の刑法論を注入し致死の原因が不明瞭なる場合に於ては死体解剖の適切なるを述べ昔日の韓國と異なり統監政治の下に於ける判官は韓國の蠻法を打破し改めざる可からずと解きしに腦に法的觀念なき韓國判官は長煙管に煙草スパ／＼恰も釣鐘を蜂が刺す如く何の感應なくして熟心なる法理講解も其功を奏せず其日は歸宅したり其後其筋にても死体の解剖も出來ざる故犯罪事實の認識明瞭ならざるを以て證據不充分なりとて免訴の言渡しをなしたり爲めに私訴の請求は成立せざるに至る韓國人に對しては外見上毆打致死の原因を認識し能はざる如き体裁能く死に致さしめたる場合は致死罪なるものなしと云はざる可からず可憐なる韓國民は統監政治の下に於ても韓國蠻法の支配を受くる事依然たり近來俊秀の聞へ高き法務補佐官が招聘せられ法理改善を究むるも顯著なる功績も見へざるを以て母國の法律家は韓國に對し隣國の交誼を重んじ韓國民權利伸張の基本たる法理改善に聲援あらん事を希望して止まざるなり

覆面を脫せる清國（續）

▲鐵道の開通聯絡 衞生制度亦新に大市街の計畫も行はれ、道路の擴大と共に街燈の設備を見つゝあり、數年前までは支那人は頑として鐵道の敷設を排斥したるも今や到る所に鐵路の開通を見む、北京は既に帝國商業の中心にて漢口と二日行程なるに過ぎざるに及び、漢口廣東亦遠からずして二日行程たるに至らむとし、更に數年を經ば幾多の支線漢口より分岐せられて北米合衆國の現在の如く樞轄又縱斷せらるゝ[illegible]に開通せられたる鐵道線路は普く各階級人士の利用する所となり、改革的思潮は此鐵道の延長と相待て全國に普及しつゝある也。

▲國民的結合の鞏固 而して清國民は漸次其の結合を鞏固ならしめ得べき運命に際會せり、曾て相割據せる總督巡撫等も數年前に之ありしが如く、唯風說にのみ重きを置かずして互に相會見して意見を疏通し得るに至れり、蓋し彼等が主府たる北京に往かむには一ヶ月の長途而かも困難にして危險なる行程を經ざりしを得ざりしも今や僅に二日を費すに過ぎざるに及びたればなり。彼の二十七八年戰役に於て日本が清國と戰て大捷を得たるの事實に關し、此事實は清國內地の支那人は恐くは大戰爭の之ありたるを知らざりしなるべく、よし數年の後漸く其耳に達し得たりとするも必ずや清國の勝利なりしを信ずるならむと說ける者さへありき、されど今や郵便あり電信あり加ふるに鐵道の開通を以てす、出來事は一日にして全市に傳へられ數日の間には少くとも清國の半部に遍からむとす、例之は直隸省の改革沙汰の如き他省の督撫忍之を傳聞し又之を目擊し、直接に新事業の利便を認め得るが故に各省亦爭ふて之に傚はむとするに及べり。又之と同時に從來東西兩洋の間に蟠れる大溝は幾多の橋架を得て益々密接ならむとす、數年前迄倫敦北京間の旅程は五十日を費し其後約三十五日に短縮せられたるも、西比利亞鐵道開通を得てチエヤリングクロスより北京に達せむには二十日間を出でざるに及べり、余は此點に向つて深く同鐵道に感謝せざるべからず、今後若し數年を經て北京イルクツク間鐵道路の竣工を得ば倫敦北京間は遂に十四日を費すに過ぎざるに至らむ。

▲改革の曙光耳 清國今や僅に改革の曙光を認め得たるに過ぎず、新運動の猶其手を觸れざる部面甚だ尠からずと雖も過去十八ヶ月に於ける進步は顯著なるものにして其速力に於ても將又其の完全なる點に於ても日本の維新が三舍を避けざるべからざるものあるを認む、此大國民は無限の利源を有し吾人と比肩して遜色なき富源を控へ而かも低廉にして手腕ある勞働者を有す、今や暗黑より光明に向て步みつゝあるなり

▲英人に與ふる影響 是が吾人に與ふる影響は如何、換言すれば吾人が數世紀[illegible]結果[illegible]如何、[illegible]を以て建設せる文明に如何に[illegible]接するか、清國の將來は[illegible]なるべきか災厄なるべきか、ゴスが古代羅馬に闖入せし如く武裝せる數百萬の黃禍が吾人を襲來し得べきか、將た彼は吾人の建設せる文明に更に進步を加へて詩人等が夢想せるユートピアに達せしむべきか、此等の疑問に對する解答は蓋し主として世界の將來に關係あらむ。

▲革命の大洪水 されど清國は廣大なる邦土と人口を包含し、而かも大古以來因諸せる習慣を有するもの、改革が容易に又一の蹉跌なくして遂行し得べしと信ずるは愚者の見なり、今後保守派の時に勝利を制し改革派又沈淪する事あるべく又時として改革派の跳梁を逞ふする事あるべし、蓋し經濟上の必要、國家獨立自然に及び世界に於ける名譽に伴ふ大望は清國人を驅て此改革を實行せしめずむば止まざるべきを信ずる也。

一月の金融狀況

第一銀行京城總支店調查

新春を迎へし市場は漸く取引の沈靜を來して各港貿易高の如き前月に比し輸出に於て五十七萬圓輸入に於て二百萬圓都合百五十萬の減退を呈し本行各店の資金融通も月初は概ね回收勝にして銀行券の發行は次第に低減し且つ手元有高常に多額に上りしが中旬後に至りては韓國の舊節季に際し決濟資金の需用多く各地方共概ね金融逼迫を告げ本行貸金は前月に比し七十四萬圓を減じ民間貸出は二十六萬圓の增加を見たり此の如くなるを以て勢ひ通貨の膨脹を來し銀行券の增發ある可きなれど事實上通貨は前月に百十萬を減して千七十萬に下りし者是れ全く政府に於て資金需要少かりしと日本より爲替支拂高少なりしに依る

●京城 目前舊節季を控へ居る事とて韓商人が取引決濟資金の準備を要するときは一面內地金融繁忙の餘波を受け市場金融趨勢幾分緊縮の狀態を示したる結果個人貸借の利率引締たるを見ると雖も銀行金利は未だ左程昂騰せず舊臘に比し却つて弱含みの氣配なり目下商況不振の狀態より推すときは今後とも急劇に資金の需要を喚起することなかるべし

●仁川 一般商取引は韓國の例として中旬より休止するを以て商業資金の需要なく唯建築工事の爲め此の方面へは多少の需要ある模樣なり其他上海爲替資金も中止の姿なるを以て一体に金融は緩慢なり

●鎭南浦 黃海道の如き騷動の患なき地方は結氷と雖も在韓人の穀物買出をなしつゝあると舊年末を控へたるとにて其の方面へは資金の需要あり一方已に穀物の買入をなしたる者も交通不便の爲め資金固定の姿となり資金の融通[illegible]を缺き商人の手許は逼迫の模樣なるも[illegible]商況閑散の割合に資金の[illegible]

●開城 回收鈍く出金勝なり舊節季決濟資金の需要に加ふるに大豆[illegible]の出資金の需要[illegible]金融[illegible]繁忙の方なり特に韓人側[illegible]金融[illegible]例年[illegible]節なるに加ふるに前月來其の筋に請願中なりし紅蔘代金も終に年內に下附せられざりし爲め蔘主は勿論一般金融に非常に打擊を與へたるも漸く無事歲末を過ぎ且つ之れが代金交附も遠からざる見込なれば漸次金融は緩和するに至らん金利は前述の如くなるを以て多少の引締を見たり

●平壤 結氷中にて大豆の出廻なく米糖等も昨年の失敗に懲りて思惑買をなすものなく輸出は漸々沈衰の狀あり且つ輸入品の賣行も休止の狀ある等市況一体に閑靜にして新規資金の貸出なし去れど一方韓人側にありては舊節季の爲め資金の需要あるを以て韓人の振出に係る約手の融通は比較的多額に上れり或る銀行に於ては內地金融逼迫の影響を受け貸出を引締りたるも本月に入るや多少緩めたりと云ふ尙昨年十一月以來居留民の問題の爲め休業同樣の商況は中旬に至り漸く其解決を見るに至りし爲め數日間は金巾木綿等の取引行はれたりと雖も何分舊正月に迫り既に到貨時機を失したるを以て差したる取引も行はれず自然貸出固定し韓人側の資金需用は少しく逼迫を見たり

●釜山 米相場の好況に伴れ思惑買起り之等の閑米に資金の需要多く金利は引締模樣なり歲末の貸出金は越年後多少回收を見るべく豫想せられたるも舊節季に際したると思惑買等の爲め資金の需用多く金融繁忙なり

●馬山 商況沈靜にして商業資金の需要なく一般金融は緩慢の方なりしが中旬後に至り舊年末資金の需要起り一方工事資金も彿々需要あり旁々にて多少繁忙を告げたり

●群山 附近に暴徒の出沒する有り商況は爲めに打擊を受けたるも米穀の買出は引繼き盛なるを以て此方面へ資金需用多く加ふるに舊年末に迫り決濟資金の需用起りし等にて稍々繁忙なりき尙附記すべきは附近暴徒の來襲頻にして徵税困難成のみならず各地面長は暴動の來襲を避け税金を保管するを欲せず從つて自然商況振はず徵税の勵行を缺ぐの傾きあり

●木浦 米は內地不引合の爲め囤米となるもの多く之が融通を求むるもの尠し且つ韓人間は舊年末に際し決濟資金の需要あり旁々にて金融は一般に緊縮の方なり

●大邱 大豆及び米穀買出資金の需要と舊年末決濟資金の需用とにより多少貸出を增加したるも中旬以來各取引中止の爲め大体に於て平穩なりき

●元山 金融は新年に入り一時緩和の姿なりしが中旬以後大豆の景氣恢復に連れ荷爲替の取組多く漸次繁忙となり月末は舊節季の爲め多少引締を呈せり市場金融は前述の事情に依り強含み模樣なりしも銀行金利は前月と同じく變動を見ず

●咸興 大豆買の爲め資金の需要多く多少緊忙を告げたり本月中の貸出高は大凡十萬餘圓の見込にして金融は比較的順調なり

●城津 大豆[illegible]の出廻未だ多からざるを以て[illegible]需要もなく下許は不絕入金勝なり

●鏡城 日本商人側は駐屯軍隊の一部移動ありたる爲め輸入品の賣行鈍く賣掛代金の回收意の如くならず頗る窮狀を呈し韓人側は舊歲末決濟用資金の需要ありて金融は稍々緊縮の狀態なり

小說　紋のみだれ（九十二）

永井櫻園

『笑談ぢやア無い、いくら大飾だつて通まで聞ねるもんかね。』と、笑ひつゝ山田は起つて顏を洗ふべく廊下へ出たが、寸時經て入つて來た。先づ煙管を取上げて寬かに一服喫しながら

『モウ何時だらう、三時位になるか知ら……まだ二時だつて、それぢやア僅か一時間しきや寢ないのだ、道理でまだ睡いと思つた。戶外は隨分暑いだらうね。』

『暑いなんて眞個堪りませんよ、自宅から此家まで來のに、モウ汗が出んですもの。』と云ひつゝ、急に團扇を動かす。山田は吸殼をポンと灰吹で敲いて

『奈何したんだ、今日はまた馬鹿に美しく飾してるぢやないか、何處かへ出掛けるかの。』と凝乎顏を眺める。

『はあ、出掛けるんですよ。』と、嬌然する。

『何處へ。』

『御贔負になるお客樣の宅へ。』

『はあ。』

『宅は何方だ。』

『宅は琴平町。』

『琴平町の何處だ。』

『那樣に詳しく聞かなくツても分つてるぢやありませんか、琴平町の山田曉雲先生の家なんですよ。』

『馬鹿にしてるね……、眞面目に聞いてると、次の室に氣を配る。のに……』聲は出さないで、ニッと笑ふ。

『貴方こそ馬鹿にして居なさるわ、美しい化粧したのツて、本當に觸氣ね。私それどころぢやありませんわ。』と仮に萎れる。山田は莨を詰めながら

『奈何して今日は那樣に御機嫌が惡いのだ美しいから寫生すると云へば、模型なんかに來たんじやア無いとか、馬鹿にしてるとか、私はそれ處ぢや無いとか、扨はまたお養父さんにお小言でも頂戴して來たね、ゝ然うだらう。』と、顏を覗くやうにして聞く。

『お養父さんから小言なんか云はれる筋はこれツばかりもありませんわ、月々四十五圓と云ふものを渡して居て、あの通り贅澤してるんですもの。』指の先を少し見せて、忌々しさうに云ふ。

『では、奈何して其處ではないのだ。』

『だつて貴方、婦人科のお醫者樣に診て貰つたら、いよ／＼相違ないツて云ふのですもの。』と、心配そうに息を吐く。

『わゝッ、相違ないツて、そりやア實際か何處の醫士に診て貰つたんだ。』

『實際にも何にも貴方、婦人科の櫻井先生に診て貰つたんですから、間違ツこはありませんわ。』

『櫻井先生に診て貰つたんなら、それア確だ、萬歲々々々だ。』

『何が萬々歲ですね、だから貴方暢氣だと云ふですよ。』

『なぜ、萬々歲ぢやアないか、夫婦になる目的は何だ、仲好く暮して兒を製造するのが目的だらう、其の目的の兒が出來たんだもの、萬歲も萬歲も萬々歲ぢやないか。』

『まア、貴方には呆れて了ひますね、那樣大きな聲なすつて、お松に聞ねるぢやアありませんか。』

長谷川將軍に望む

京城新報

長谷川將軍閣下、[illegible]

[illegible]せりとの評あり[illegible]衛師團を率ひて出陣せり、而して戰鬪は實に花々敷ものありき、然るも閣下の聲名は傳らず、之れ上に黑木將軍のありし爲也、若し夫れ閣下をして軍團に長たらしめば、黑木、乃木、奧の諸將と盛名を等ふすべきや明か也、而して戰の未だ終らざるに閣下は轉じて韓國駐劄軍の司令官となる、余輩は其際に於て思へらく斯る好個の將軍をして何故更に大戰に參加せしめざるやと、疑問は論なく余輩の胸裡を襲ひたりき、時日を經過するに從て此疑問は氷解せられたり、余輩は閣下を以て勇猛なる好武士とのみ思ひたりき何ぞ圖らむ閣下は唯强き武夫のみにあらずして政治家たるの資格を有せらるゝを識認せり、我陸軍部内には却て專門政治家に餧るの將軍少しとせず、山縣老公を始め故川上操六、故兒玉藤園、桂從爾、福島安正と指を屈すれば枚擧に遑あらず、閣下も亦た其一人たり、韓國駐劄軍司令官として爲したる功蹟甚だ鮮からず、公使林權助をして日韓新協約を爲さしめたる、伊藤公をして更に協約せしめたる、何等かの事件ある每に閣下は其背後に毅然として起てるを見る、日露戰役後の韓國經營の發展を語るに於ては閣下を圏外に置く可らず、否閣下を主とせざる可らず、然るに日本に於ては伊藤公を主にして其成功を稱贊せり、盲目千人目明千人の世の中なれば立廻りに怜悧なるもの其聲名を博する也、若し夫れ余輩をして遠慮なく云はしむれば、閣下に統監を兼ねしめ、總務長官に其人を得れば總て敏捷に實蹟を擧げ得たりしと思ふ、斯くすれば駐劄軍と統監府との融和は常に保たれしならむ、之れ獨り余輩の希望たるのみにあらず、在留民の多くも亦た之を熱望したりき、然れども今は悔るも既に遲し、統監府設置以來今日迄の處に於ては遺憾なから失敗と云はざるを得ず、而も尙は余輩在留民の意を强ふするに足るものは、閣下の儼然として軍に司令官たるにあり、今後我殖民の發展を策するに於て、地方暴徒の鎭定等尙ほ閣下の果斷を要すること甚だ多からむ、庶幾は閣下夫れ長へに健在なれ。

韓人の喰物

[illegible]神無きを稱し熾んに[illegible]の富源を拓く今は統[illegible]富熾んに人道主義を[illegible]る、衣食足らずして[illegible]特色なり

損害賠償

[illegible]從來の態度を變じ[illegible]韓政府をして損害賠[illegible]之れ大に良し、堂々[illegible]の撫恤を受くるを[illegible]ず、果然我統監府は[illegible]子と同視」するを傚[illegible]らざるなり

[illegible]報

▲小學兒童の燒死

オハイオ州クリブランド市に於て小學校に火災起り兒童百七十名燒死せり

▲米國下院と大博

米國下院の工藝問題委員會は日本大博覽會出品費として五十萬弗の支出を政府に求むべく決議せり（六日東京經由）

▲東排案通過せず

先きに國會に提出せられたる東洋人排斥法案は遂に通過せざりき移民問題の解決は總て大統領の外交手腕に任せらるゝに因る（七日東京經由）

北京報電

▲事態益々重大

第二辰丸抑留事件に就き清國官憲は頑冥にして我が正當の要求を容れず事態益々重大となれり（六日東京經由）

東京電報

▲坐礁せる朝日艦

伊勢灣に坐礁せる軍艦朝日の工事に就き艦長よりの來電によれば風波荒くして作業困難に就き天候の靜穩に至るを俟ちて修理に着手すべし

▲清公使の英大訪問

清國公使館にては朝來公使以下辰丸事件に就き密議を凝らしたる結果午後公使は英國大使を訪問し同事件の仲裁を乞へり

▲海軍將官の異動

海軍將官及び同相當官に近々異動あり目下海軍大臣より奏請中なり（以上六日午後發）

各地電報

▲暴徒討伐

海州警察署の偵察隊日人巡查二名韓人巡查四名四日午後七時海州を發し城南五里に於て暴徒六十餘名を發見し青州守備隊より兵三名の應援を得、討伐し賊徒五名を殪し數名を負傷せしめ銃器五を鹵獲す賊は潰亂四散せり（六日海州發）

雜報

●暗中の飛躍

暗鬪は漢城政界の名物久しく政權に渴せる政客等も亦た暗中に大飛躍を試みんとす李完用内閣が朝野の信望を失し内輪喧嘩に餘念なきに乘じ、擧に揉み潰さむとの計畫將さに成らむとす飢へたる狼の如き李根澤の手は德壽宮を通じて閔泳徽と鏈られ閔泳徽は夙に俞吉濬と提手せるは人の知る所、而して野心勃々たる李址鎔は遂に相應じ今や益々之と接近し俞吉濬、李根澤、李址鎔の三角同盟てふ奇異なる取組は茲に實現せられむとす此三角同盟は雲峴宮裏に結び付かんとし永宣君亦た野心滿々之に應ぜらるべく伊藤公の歸任迄現狀を維持することのまゝろしく曾禰副統監に謀り石塚長官代理にも議する處ありしも兩氏共に答へ切らざるも亦た反對もせず總てうるさき問題は伊藤老に任せむと贊否を明にせず韓人側にては頻に焦るも統監府側にて斯の如く氣乘りせざるが爲め荏苒經過し來りしも四圍の情勢は之を許さず爲に三角同盟の躍起運動は始まれりと聞く現內閣側も既に之を知り防禦をさ〳〵怠りなし權重顯、李夏榮等も三角同盟に向て遂に相應じつゝありと云ふ斯の如くなれば統監府側さへ勇斷すれば突差に成立すべきにと切齒しつゝありと以上は素より巷間の說なれども決して無根の說にあらず京童吏に謠て曰く現內閣は噴火山に舞踏しつゝありと

●乾元節行幸

韓皇には來る十日乾元節に際し皇后と同列にて德壽宮に行幸あらせらるゝに付き其時間及び道筋は左の如く發表されたり
午前十二時敦化門出御龍朝橋、鐵橋、鐘路、黃土峴、新橋、布德門前路を經て大漢門より入御德壽宮御安午後五時還御

●安洞別宮建築

宮內府にては安洞別宮を改築し太皇帝の皇居とすることは曾て記したる如くなるが右に付宮城を擴張する爲め過日來附近の民家買收中なりしに此程其買收結了し昨今溝渠の開鑿中にて同溝渠竣成次第宮殿の建築に着手せらるべしと云ふ

●金玉鉉問題

皇帝の供御費を横着し宮中の一問題となりたる典膳司長金玉鉉は免官となるべしとは前號所報の如くなるが右に付法部大臣趙重應は金の爲め運動する所ありしも其功を奏せず遂に免官は免かれざるべしと

帝室有未墾地利用法に就て

宮內府の所管に屬する幾多の未墾地は嚢に發布したる國有未墾地利用法を適用せず今回更に帝室有未墾地利用法を發布して之れが處理をなす事となりたるは既報の如くなるが今其當局者の語る處によれば國有と帝室有とは前者は公法的關係にして後者は私法的關係なれば根本に於て其の性質を異にせる結果として兩利用法が全然同一に非ざるは當然にして就中其の相異なる重要の點は國有未墾地利用法に於ては未墾地利用の事業を完成したる場合は之れを利用者に付與し或は拂下ぐる事となり居るも帝室有未墾地は一定の年限內之れを貸與し年限經過の後更に賃貸契約を改めて之を延長するは格別一切付與或は拂下げをなさず借地料の如きも國有とは多少其の額を異にするに至るべしと云ふ尙鑛に同法の適用は帝室有鑛山と同じく其の權限を農商工部大臣に依托するに至るべしと報導せしも今聞く處によれば右は總て宮內府に於て取扱ひ特に農商工部に委任する場合は宮內府の同意を經て處理する事となるべく現に宮內府所管の未墾地の利用を國有未墾地利用法に據りて農商工部に出願せる幾多の願書も此の方法によりて處理せらるゝならんと

豫備金支出額

內閣會議の決議を經て裁可を得支出したる豫備金は左の如し

金二千九百五十二圓	度支部稅務講習費
金六千三百圓	工部宣諭委員諸費
金五百二十圓	度支部解聘歸國旅費
金三百五十圓	隱結發見者の賞與金
金三萬千七百圓	工業傳習所建築費
金一萬五十六圓	工業傳習所機械具費
金三千三百六十六圓	地方出駐費

目賀田男の呼聲高し

東洋拓殖會社の社長候補者として男爵目賀田種太郎氏の呼聲高きは事實なり只統監府との折合は如何有るべきやとは拓殖關係者の聊か氣遣ふ所なりと云ふ

●宣諭委員と人民

宣諭委員趙鐘九は全羅南道和順綾州南部邑孔子廟に面長有志者各百餘名を召集し先づ社稷祭を執行し次に暴徒歸順に關する詔勅を奉讀し且つ撰ふる處の曉諭文の說明をなし一、韓國官吏の惡政非行を矯正する爲め行政事務の改善を要する事二、權利義務を知りて文明に進むべき事三、教育を振興し智識を開發すべき事四、日本官吏の來韓は弊政改善のため日本の好意に出づるものなる事を演說せしが此の詔勅の奉讀中も人民は殆んど無感覺にして其の曉諭演說の如きも毫も感動を興へたるの狀なかりしと云ふ

●錦山郡の匪徒

去る一日錦山郡南面高水里に賊徒三十名集屯し居るとの密報に接しが分遣所にては早速所長上等兵二名討伐の爲め出張せしが賊勢却々猛烈にして當るべからざるものありしも我は極力之と戰ひ遂に潰走せしめたり

仁川第二次民會

仁川民會第三次回は一昨日午後六時より開會十二時散會せるが其決議事項は左の如し

役宅建築の件　二萬三千圓を投じて病院職員役宅並に民團吏員舍宅を新築する件は四圍の不況に鑑み暫時延期すべく該案は理事者より撤回せるが別に役宅料として金十圓以內を給することゝなれり

墓地修築　從來の墓地、頗る不完全なるを以て本年度に於て金五百圓を投じ修築することに決す

增稅の件　前會委員の請求に依り訂正提出されたる車船居畜の三稅を增率するの件は可決

土地貸與の件　水道敷設に必要なる長さ十九間幅三尺の地を無料にて貸與する件は滿場異議なく可決

電鐵賃金の件　本會に於ける最大問題の一たりし同問題は初め理事者に於て一區三錢稅を提議したるも終に多數を以つて五錢に可決す

公園設置の件　協議會の決議を經て本會に上りたる同件は豫算二萬五千圓の內五千圓は水道完成の日に非ざれば入用なきを以て削除し樹木購入費の內五千圓は請負師より寄附を申し出でたるを以つて更に之れを除き殘額一萬五千圓の處最初一萬圓を支出して部分的起工を爲す事となれり

●京城民會開會

昨日午後七時より民團役所樓上に於て通常民會を開き豫算に關聯したる第一號より第九號に至る議案を議事に附したり

●豫算委員會

昨日午後四時より民團役所樓上に於て豫算事項中附托となりたる議案に就き委員會を開催したり

●釜山會議所の改稱

釜山に於ける日本人の經營に成る商業會議所は從來釜山日本人商業會議所と稱し來りしが今回定款改正と共に釜山商業會議所と改稱することゝ也たり

火災保險會社の回答

今回の火災保險率引上げに就ては會社側にては飽まで初志を貫徹せんとするの模樣あること昨紙所報の如くなるが所謂火災保險協會なるものゝ一分子たる日本火災保險會社にては在韓各商業會議所の注告を容れず仁川商業會議所へ三月三日付を以つて左の如く回答し來り

拜復時下益々御清勝奉敬賀候陳者客月廿一日附仁商第六六一號を以て錦地火災保險料率之件に付縷々御申越の趣拜承仕候右御來意一應御尤には御座候得共今回相定め候料率の義は各社に於て夫々蒐集したる材料に基き土地の實況を參酌し尙從來の經驗を加味し比較對照の上極めて慎重なる調查の下に算出致候ものに有之御示の狀況等は無遺憾酌量仕候次第に有之候間此邊御含被下度尤も近年屢々大火に遭遇し是が爲めに蒙れる損害は頗る多額に達し當地に於ける計算は遂に損失に陷り候は各社共通の事實に有之候得共單に會社の計算而已を基礎として料率を定むるは固より不本意の義にも有之旁今回の程度に止め候次第に御座候尙貴地に於ては各外國火災保險會社は千九百二年以來今日迄何等料率引上を爲さゝる趣御申越も有之候處內國同業者間に於ても今後錦地の危險程度に大なる變更の無き限りは料率も亦異動せざる筈に存候尤も御來意の如く漸次火災危險に對する觀念も向上し防火設備も進步致候事は一に御誘掖の結果に外ならざる義に有之此上一般に發達を見に至り候へば其時期に於て更に御協議に應じ可申候は勿論の義に御座候得共現今の處何分にも貴命に應じ兼候間前陳の事情御斟酌の上不惡御了承相成度願上候

右不取敢御答申上度如斯御座候敬具

明治四十一年三月三日　日本火災保險株式會社支配人林義太郎

尙は今回の增率に反對せるは京城、仁川、大邱、釜山、元山の各商業會議所のみならず最近に於て木浦、群山、鎭南浦等よりも反省を促す處ありたりと

●ロンドンの金利

ロンドンの金融市場は已に恢復し金利益々下向となれり而れども若し日本政府にして昨今噂せらるゝ如く英蘭銀行への預金中なる正貨六七千萬圓を引出すこととなれば目下下向よる市場の金利も或は昂騰することなきにしもあらずと云ふ

●平岩博士

目下來城中なる本メソヂスト傳道會社傳道局長神學博士平岩宣保氏は靜岡縣出身の士にて曾て大學南校に業を卒へ明治十九年東京麻布東洋英和學校の校長となり牧會の傍ら育英事業に盡瘁し夙に本邦基督教界に於て重を爲せり後加奈陀に遊學せられビクトリア大學より神學博士の學位を受け歸後本郷中央會堂の牧師として教壇に立ち博學雄辯を以て名あり博士今回の來韓は傳道事業の視察として京城仁川を了りて後平壤鎭南浦を巡回せられ直ちに歸朝せらるゝなりと云ふ、尙本夕七時より旭町二丁目名古屋城內メソヂスト教會に於て同博士の說教ある由なり

●公園經營許可

旭町及米倉町有志者の發起出願中なりし公園經營に就ては六日漢城府より理事廳民役所を經て許可の指令あり右發起者相談會は本日午後七時より開會し協議の上直ちに工事に着手する都合なりと

●伊藤統監と公園

別項公園經營の由來を聞くに昨年日本皇太子殿下の韓國に御渡遊あらせらるゝや實に空前の盛事にして日本人は言ふ迄もなく韓國も亦永く忘るべからざる者なるが故に永遠に存置すべき紀念として同公園の經營を發起したる者にして右の趣旨は發起人より豫て伊藤統監にも話したるに公も頗る贊成の意を表せられ該成の上は單に京城公園としては南山の休にも同じ經營の個所も標示し難きを以て別に適當なる命名を爲す事となり居れりと云ふ

●烟火打揚

來る十日陸軍紀念日を祝する爲め京城居留民團に於ては和城臺に於て烟火四十發を打揚ぐる由なり

●李總理の引籠　總理大臣李完用氏は兩三日咽喉を患ひ引籠中なりしが[illegible]出仕すこ由なり

●朝比奈知泉氏　[illegible]

●戶叶大韓理事　[illegible]

●辭令　任理事廳副理事官[illegible]

●六日參內者　[illegible]

●大阪商船の[illegible]

近事片々

▲韓內閣[illegible]　▲漢城[illegible]　▲重應[illegible]　▲桂仙[illegible]　▲伊藤[illegible]　▲拓植[illegible]　▲田尻[illegible]　▲浪花[illegible]　▲支那[illegible]　▲伊藤[illegible]　▲宋秉[illegible]　▲野田[illegible]　▲京童[illegible]　▲駐米[illegible]　▲米國[illegible]

●中村英氏上京 統監府囑託中村英氏は本日午前八時五十分の急行列車にて公用を帶びて上京すべしと云ふ

●仁川局の共濟會 從來仁川郵便局にては吏員以上に局員會なるものありて互に其吉凶を慰弔し來りたるが今回又傭人以下にも共濟會なるものを新設し出願規約を規定して共濟することに定めたりと

●オハヨー引返す 郵船の鎭南浦航路第一オハヨー號は去る三日仁川を出帆したるが流氷の爲途中より引返し昨日仁川に入港したるが同船の鎭南浦揚の積荷（一百三十噸）は同船の次航まで仁川稅關倉庫に保管し置くとのことなり

●青年會演說會 五日午後八時三十分水[illegible]青年會館に於て開會九時三十分閉會米國[illegible]敎師森[illegible]氏は現世金融に關し左の演說をなしたり

韓國財政に就ては諸君は能く之を熟知せられ居らんを以て姑く措き歐米英佛財政に就き演題を乞はんとす凡そ富を致すには[illegible]方法あり孝然富む者あり商業を爲し富む者あり非義にして富む者あり不法にして富む者あり父母の遺產を襲ぎて富む者あり利殖して富む者あり同じく富を致すにも不義にして富む者は社會に對し名譽を損し良心に疚しきことあり故を以て金錢如山如丘ありと雖も何の用を爲すものにあらず法に依らざる[illegible]活上必要なる利殖致富は正當に導き致[illegible]年會なり青年會は不義非道の人を善導し正當の人を造出する處なり故に諸君[illegible]

●本年二月の氣候 去月中統監府觀測所にて實測したる結果と昨年及び平年二月に於ける氣候とを對照すれば左の如し

	四十一年	四十年	平年
平均氣溫（華氏）	二五、三	二五、七	二九、五
平均最高（同上）	三二、七	三一、六	三七、六
平均最低（同上）	一九、二	一九、九	二三、三
高極氣溫（同上）	四五、三	四二、八	六四、〇
	二十七日	十八日	二十八年十五日
低極氣溫（同上）	九、一	七、三	零下一度三
	六日	二日	廿八年二、三日
晴天日數	二六	二七	二五
曇天日數	三	一	三
雨天日數	三	五	五
雪天日數	二	一〇	五
雨雪量ミリメートル	一九	四	二三

本年二月の氣溫を見るに最低極並に最高の平均及極は昨年よりも高度なりしが其他は昨年よりは稍々低度なりし又之を平年の夫れに比すれば盡く低かりし而して晴天、曇天日數は昨年並に平年と殆んど同樣なれども雨天日數は何れに比するも約二分の一雪天日數は昨年の五分の一平年の約二分の一なりし然るに雨雪量は本年の方平年よりは稍々少きも昨年の殆んど五倍に達せり要するに本年の二月は昨年及平年よりは寒冷にして晴曇日數は平年及昨年と大差なく雨雪日數は昨年より少きも其量は却て昨年より頗る多かりし

光岡右夫人竹子 邦人の恥晒し

法部大臣趙重應の左夫人より謫せられて右夫人となり妾の位地に坐り韓皇后の贊講となり邦人婦女の恥を漢城の內外に晒し自ら得々たる光岡竹子なる莫連女は東京は鎌倉河岸とかに住居する葬式請負屋の人足光岡某の娘なるにも拘らず趙重應が一時の幸運に依り臺閣に上りたるを見て我も京城に至り大臣の夫人となり在留の日本婦人をしてアット云はせんものと昨年當地に來り趙重應を誑らし込み甘々と左夫人の免許を得たれど趙の親族はソウは問屋で卸すものかと此に一悶着を起し遂に皇帝の裁判を仰ぐことゝなり請願書を差出したれば皇帝にも粹を利かせられ前聘崔氏を左夫人とし後聘光岡を右夫人とすべしと裁可せられたればタケ子も到頭妾の位地に坐ることゝなり兼ての望みは絕へたれば憤慨して東京に歸るかと思ひの外ペン／＼として趙重應の膝元にわりて妾で候と自得し居ることそ實に恥知らずの骨頂なれ然るにタケ子は斯る[illegible]を受けても近頃は韓衣を着て皇后の贊講で候と云はん計りの態度にて日本貴婦人や韓國貴婦人の中に立て臆面もなく交際し居れるがこれと交際する日本貴婦人や韓國貴婦人又は斯る恥晒しの女を贊講などに聘して皇后の敎育に當らしむる皇帝の氣が知れぬと云ふ[illegible]兎に角斯る婦人のある爲め日本婦人の聲價を低下すること幾許なるを知らず速かに漢城交際界より排斥すべきものなり

●龍山の家賃値下演說會 龍山地方に於ける家賃及び地料の高價なることは世人の知了する所なるが之れが値下げをなさん爲め同地の有志家中に運動しつゝありしが本日午後一時より龍山座に於て同志者の相談會を開き値下方法に就て協議を凝らし演說會を開催する筈なりと

●滿三十年勤續の小使 伊豫今治警察署の小使なる日淺國治は本年七十の高齡に達し此程辭職したるが同人は同地米屋町の者にて今より三十年の昔即ち西南戰爭ありし明治十年同八年齡三十九歲の時始めて同署の小使に採用せられ爾來今日迄終始一日の如く熱誠に勤務し新參の巡査などは國治の助言を借ることも多かりしといふ去ば今回同人辭職の屆出あるや吉田同署長は過日管內の警官を召集し同人の功績表彰式を行ひ紀念品を贈りたりと云ふ

●玉轉がしの不正 近者の朝鮮は宛かも燒け後の火事場の如く更に面白き事なく例の韓人瞞しの金儲けもさう何時迄つゞくものにあらざるがヤハリ中には少々づゝ旨い汁を吸ひ居るものもありと見ゆ黃金町十九番地佐藤賢藏は玉轉がしを營業となせるものなるが店には目醒し時計や八角時計又は衛衛紙入れ等の至つて廉い品物を並べ置き慾深き韓人を相手にしてはマッチの一つも與へて追ひ返し微かに其の日を送り居れるが近頃は此の不景氣に加へて平素より狡猾なる商賣振りにメッキリ顧客の來らざるより同人は大に閉口し茲何んとか發展策を廻らさずばならずと種々に心を碎きし結果妙案立ちに胸中に浮び來りしと見ゑポント膝を打ち此の商賣を土台に賭博を試みては什麽かウンよからう善は急げと許りに即刻より實行に着手せしがサテ其後の成績は什麽か知らねど一昨日は孔德里米商李容麟（三十）といふもの同店に來り盛んに玉轉がしを爲せしに結果約八九圓の損耗を招きしかば李は非常に殘念がり今度こそは損耗を取り返へさんものをと五圓紙幣二枚を二度に賭けしに最初の分は正しく穴に外れしも二度目の分は確かに四倍の處に當りしに佐藤は言を左右に托して五圓の四倍二十圓の金を寄越し臭れぬに李は大に立腹し其目銅峴分署に訴へ出でしかば同所にては早速佐藤を呼び出し其の不都合を詰りしが又李も初めより强慾に驅られて金を賭けし事故之もれ目玉を頂戴し放免されたり

●待つてました色男 山口縣室積部の者にて西村奈三（[illegible]）といふは胸には如何なる立派な目的を抱き居るか什麽かは知らざれど兎も角四十路の坂を五つも越した好い年をしながら國の女房には見限られ朝鮮三界迄流れ渡りて例の瀾縲熱を張り上げては胸の支へる腹痛み、擬相癇骨摺みに一二と市中を練り行くやうな奴なれば餘り大して頼い人物とも思はれざるが扨此の一二も先生近者の春めき渡る暖かさに浮る氣分の陽氣となりしと見ゑ家を出るときには運ぶ歩調も一二の號令と共にいさゝ活動にて勉强さうに見ゆれども开はホンの表面丈にて毎時もつひ近所の駱洞の或る蝎甫屋に赴き春桃といふ蝎甫の許に通ひては終日居續となり大事の藥を入れた鞄は主人の品物なればそつち除けにしても統監府の高等官に擬ひし金筋の正帽丈は暑くても脫がず斯うなるのだが全く似合うだらうと言はぬ許りに其の埃の附いだ靴刷毛のやうな口髭を捻りながら例の小便臭き朝鮮酒を仰りては蝎甫を前に坐らしてホク／＼顏を爲し居れる傍より蝎甫が一二の膝にもたれて其の異錄色はなつた洋服の鉾をイヂリながらヨンガミサンの姿アジよろしい斯んな男朝鮮の女皆好きます妾し心から惚れましたと口から出任かせにいふ商賣柄の世辭言葉も腹で嫌つて居るとは露知らず先生スッカリ色男氣取りフ、ン感心だよく言ふた俺れも今でこそれ一二の身分なれど遠からぬ內に一擧への立派な賣藥店を開く積り其の時は俺は藥屋の旦那れ前は家の奧さん嬉いではないかダガ言ふて置くがソウ成つたら數多使ふ家の宵子と今俺のやうに深くなつたら承知はせぬぞと先きの事迄心配する阿呆さ加減は何所迄も目出度出來上つた人間なり、斯し變はつて此の春桃といふ蝎甫には多年未變らじと堅く契を結びし韓人ありて之も繁々春桃の許に通ひ居りしが春桃は毎時も其の度毎に心を配り右のれ一二の來る時分には他の部屋に入れ歸つた後は二人で痴話喃々の睦言に異から思ひの丈を語り合ひ居るが常なりしに再昨夜は什麽した機會か夜十時頃件の情夫と綏るりと覺き酒飲み交はしながら大きな聲にて引き搔いたり抓つたりして巫山戲居る最中不思議にも先刻歸つたはずのれ一二が取つて返へせる氣配のせしに蝎甫は狼狽で、男をば蒲團の影に押し隱し平氣の顏[illegible]オヤ、ヨンガミサン又來たかと傷持つ脛の務めて愛想を振り蒔きしも何となく其の[illegible]樣子の怪しきより一二先生事態不穩と見て取り四邊をキョロ／＼見廻はせしに[illegible]蒲團の後の障子の[illegible]に[illegible]影法師の猫に一二は大き過ぎるより[illegible]

奇怪錄

妓生や蝎甫や各料理屋飲食店の女どもは事實黴毒傳播所の札こそ掛け居らざるも天然痘はこれを證明し其の恐るべきことと言ふ此にあらず當局者は此の際大英斷を以て是等の悉くに對し檢黴を執行すべし而して有毒者無毒者を一見識別し易からしむる爲めに無毒者に證票をもたしむることゝせば彼等が漏なく受檢すると共に病毒を一洗することを得んか

●警視の盜難 西署除慶坊に接へる警視呼子友一郎氏の宅に於て去る六日の日中皮二枚（代七十餘圓）紛失せしが此の日盜賊の外より侵入せし形跡はなけれど壽町三丁目の料理屋有明樓の雇韓人延英培（二十）が兩三回出入したれば多分同人の所爲ならんと目下取調中なりと

●藝妓の外泊料 新町二丁目の二種藝妓明石キミは客月二十八日の夜本町八丁目の阿部佐太郎方にて好きちやんと一夜を明かし▲同町のこれも二種藝妓なる豆谷サキは去る三日の夜大和町三丁目の赤星キミ方に豫ねて契れる人と密會し何れも無屆にて外泊せしこと其の筋に知れて各科料金一圓九十錢のれ灸頂戴

●小便の科料二つ 韓國に來て居れば何も韓人の眞似をするには及ばぬに茨木縣生れの者にてシカも宮內府主事といへる官職を有する飯泉良藏（三十七）は去月十一日の夜永樂町に於て△旭町一丁目に住する鹿兒島縣生れの福山平四郎（五十）は去る五日南山町一丁目に於て何れも街路に放尿する所を巡邏の查公に見付けられ各三十錢の科料に處分せられたり

●刑事取扱數 本年二月中京城理事廳に於て取扱ひたる檢事受理事件處分表如左

件名	受理 舊受	受理 新受	處分 豫審重罪	處分 公判付	處分 不起訴
失火	[illegible]	一	[illegible]	一	一
竊盜	一	六	[illegible]	五	一
盜贓寄藏	[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]
委託金費消	[illegible]	四	[illegible]	三	一
詐欺取財	[illegible]	三	[illegible]	[illegible]	三
委託金拐帶	一	八	[illegible]	一	八
遺失物隱匿	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
囚徒逃走	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
强盜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
盜贓保管	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
盜贓故買	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
贓物收受	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
詐欺取財毆打	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
官吏抗拒器物毀棄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
竊盜官文書僞造行使	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
書僞造行使	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
毆打創傷	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
借用物費消	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
詐欺取財保	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安眠妨害	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恐喝取財未遂	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
私書僞造行使	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
使詐欺取財	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
委託物費消	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
家宅侵入器物毀棄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	二	四〇	三	五	一三

右の如く受理件數は合計四十二件にして[illegible]竊盜取[illegible]中[illegible]件あり

●蝎甫の健康診斷 西署にては昨日其の筋に於て蝎甫の健康診斷を施行したるが其の結果左の如し

署名	健康体	患者	計
東部	三五	三	三八
西部	五	八	一三
南部	一三	二二	三五
北部	四五	三	四八
中部	三一	二	三三
計	一二九	三八	一六七

●今井主事の說敎 本日午後七時三十分より日の出町京城基督敎會に於ては韓國鐵道青年會主事今井熊次郎氏の『人心の濁り』と題する說敎ありと

●西本願寺說敎 本日長谷川町本願寺出張所に於ては午前十時韓國人青年會を開き嚴開敎使の『再び青年と社會を論ず』午後七時三十分日本人布敎の爲め嚴常圓師の『小善必ず小ならず』松浦芳英氏の『罪惡とは何ぞ』の說敎ありと云ふ

●統監府年報 統監府にては今回第一次統監府年報を發行されたり內容は土地、戶口、敎育、慈善團體、警察監獄、民刑事及び裁判所、銀行及金融、產業、鑛道、貿易、通信、財政職員等の項を設け精密なる韓國地圖を挿入しありて韓國經營者に取り好資料なり

綿絲第一回景品券發行廣告

三月一日以降日本各港ヨリ積出シタル二十番手及其以下ノ綿系ニ對シ每梱（大俵）ニ付キ景品券一本ヲ附贈ス
景品ハ左ノ七等ニ區別シ本年七月上海ニ於テ抽籤ヲ行ヒ同地ニ於テ景品券引換ニ之ヲ交付ス

但シ五等以下ノ景品ハ在天津、香港、牛莊、芝罘、青島、漢口、釜山、仁川、平壤本會代理店ニ於テモ之ヲ取扱フ

第一等　日本綿糸十六手八十梱（此價格墨銀壹萬弗）壹本
第二等　每本同　二十四梱（同　三千弗）二本
第三等　同　同　四梱（同　五百弗）十本
第四等　同　同　一梱（同　百廿五弗）三十本
第五等　同　同　半梱（同　六十二弗五十仙）百本
第六等　同　同　四王（同　十弗）千九百本

其他總テ七等トシ美術繪葉書一組ヲ呈ス

三月一日以前ニ日本ヨリ輸出セルモノト雖モ未ダ輸入港ニ滯停セルモノニ對シテハ其申出ニヨリ特ニ景品券ヲ贈呈ス

但シ詳細ノ手續ハ本會代理店ニ就キ御問合セ可下被候

明治四十一年三月

清國上海福州路第五號
大日本紡績聯合會出張所

韓國代理店
仁川港本町
三井物產合名會社

高等下宿 日の出館

京城明治町一丁目（漢城病院向筋入）

弊館は設備完全にして最も閑靜なり
弊館は叮嚀懇切を以て特色とす

嶄新建築材料品種々

ラバロイド
金屬打出 モナーク瓦
アスハルト並に工事
リサイト
一名防火ペンキ
アスファルト
アスハルトフエルト
穴原木材防腐劑
米國製 壁紙◎石綿瓦
建築用紙◎エナメル

本店　東京京橋區五郎兵衛町（特電本局九四三）
支店　大阪西區靱中通一丁目（特電西八九四）
同　横須賀市太瀧町（電話一一一）
同　大連市伊勢町十一號地
同　韓國京城大和町一丁目
出張所　米國紐育フロントン街六六

合資會社
亢原商會

諸官衙御用品調達
各學校用品調達

營業科目

紙類書籍
印刷附屬品
印刷インキ
防腐デシン
穀物食鹽
織物染料

委託販賣
幷に

東京　合資會社アライアンス商會代理店
橫濱　百七十六番ビューム、エンドライブ商會代理店
東京　千代田生命保險相互會社代理店
東京　博文館發行書籍特約店
東京　金港堂發行書籍特約店
釜山　臺灣鹽合資會社食鹽特約店

藤田合名會社

本社　京城明治町二丁目　電話三〇番
出張所　東京京橋區南鍋町一丁目　電話新橋三九六二番

出寫專務 審美館

寫眞師 高原華泉
寫眞師 奥田星華

明治町二丁目衛戍病院前

龍山 青木醫院（電話一〇四番）

一般衛生試驗ノ依賴ニ應ス

院長　醫師　青木清六
副院長　醫學得業士　原志磨治
藥局長　藥劑師　鳥山貞雄
京城分院主任醫師　百合野福松
日韓病院
永登浦分院　主任　松村勝熊

病室增築中

齒科診療

漢城病院を辭して開業す

前東京醫科大學勤務
統監府囑託　飯塚徹

東京共立齒科醫學校講師たりし
仁川分診所主任として
藤井庄次郎氏を聘す

京城診療所　南山町三丁目第一銀行横五軒目
仁川分診所　仁川病院前の角

診療時間　午前八時より午後四時迄
夜間七時より八時迄
每五、十日京城新來休診
每五、十日出張

營業科目

土地家屋鑛山山林賣買貸借ノ仲介
土地家屋鑛山山林測量製圖應依賴
灌漑排水事業設計應依賴
土地整理並丈量應依賴
鑛山未墾地出願代辨
土地家屋證明賣買手續代辨
外國旅券出願代辨
新聞廣告取次
電話賣買取次
韓國に關する圖書雜誌閲覽
韓國に關する非賣出版書閲覽
韓國に關する本社調查書類閲覽
商品依託特約代理店ノ仲介

▲弊社は誠實秘密且敏速に業務を營む
●宅地及韓人家屋の賣物あり
●商店向其他の貸家あり
●鑛山の賣物あり
●耕地未耕地の賣物あり
▲弊社は各方面に涉り各事項を調查す

本社　京城永樂町一丁目八番戶假事務所

京城仲介社

支社

東京	東京麴町區富士見町　伊藤豐次郎
大阪	尼ケ崎町一宮町　由比昌太郎
仁川	仁川新町　遠藤喜平
釜山	釜山入江町一丁目　加納佐一
木浦	木浦山手通三丁目　谷垣嘉市
鎭南浦	鎭南浦西二丁目　古田稻甫
開城	開城南部　今福又三郎
水原	水原南門內　川口直三郎
元山	元山居留地　菅鶴平
鏡城	鏡城北門內　菅野支店
平壤	平壤大和町　佐久間賢次郎
大邱	大邱東門外　稻本新作
龍山	龍山元町　吉岡一吉

西洋御料理宴會

日本人俱樂部

京城南山町三丁目（電話一二三番）

新聞雜誌其他通信一般の御依賴に應す

京城曙町一丁目

韓國通信社

乘馬用は別に定價表あり御依賴に應ずべし
氷上蹄鐵並裝蹄共　金六十錢
常蹄鐵裝蹄共　金四十錢

大勉强候也　當分の內御用相勤申

京城長谷川町一丁目四十二番
阿部合名會社出張所
裝蹄部

眞崎式　うどん そうめん そば　製造

日本九州佐賀
製麵機械並に諸機械製造販賣
眞崎鐵工場

木炭着荷

京城南大門通三丁目
英兄弟商會

電話九四八番

齒科全般の治療

米國最新式義齒

京城本町六丁目（敎そば橫町）

米國齒科醫學博士　女醫
中村安子

薪炭 たどん 石炭 炭
食料品
雜貨
諸官衙御用達

小賣

京城長谷川町一丁目
神野商店

內外書籍新聞雜誌

和洋雜貨日用品

文房具學校用品

大阪朝日新聞　一ケ月四十五錢
同　每日新聞　一ケ月四十五錢

京城本町三丁目
平田商店

（電話百十五番）

●大勉强廣告●

○うなぎ蒲燒○會席御料理
○うなどん○親子どんぶり

本町座前大和湯向

きく紋

電話九百五十四番

會席御料理
並に仕出し
御好に應ず

京城西小門通り（京城新報橫入る）

日の出

▲貨物本船積卸
▲龍山行其他近海運送
右の外艀に關する一般の事務

仁川港仲町一丁目
㊄ 福島組（電話五三五番）
同　波戶場出張所（電話五四二番）

梅毒痳病

內科　外科

京城南大門外

入院隨意

戶田病院

日本澤庵
味噌醬油製造
乾物荒物鑵詰
銘茶食料雜貨

京城本町五丁目

漬物問屋
大上商店

（電話二五一番）

銘茶販賣
專業

京城本町五丁目
富士の里茶舖

日本郵船株式會社
仁川 瀛船出帆廣告

電話十番

貨物及船客取扱店
仁川海岸通
郡回漕會
電話三九番

京城南大門通
巴商店
電話三〇六番

●釜山長崎門司神戶行　山東丸　三月十五日　後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行　第一オハヨ號　三月七日　後四時出
　劍路丸　三月八日　後三時出
●大連、大沽行　高砂丸　三月五日　後三時出
　山東丸　三月五日　後四時出
●大連、大沽、牛莊行　酒田丸　三月十九日　後一時出
●鎭南浦行　第一オハヨ號　三月四日　後三時出
●釜山出帆、元山行　弘前丸　三月十一日

御注意　御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事